

令和5年度 監査のあらまし



ちゅ〜るスタジアム清水（静岡市清水庵原球場）を本拠地とするプロ野球球団「くふうハヤテベンチャーズ静岡」が創設された。くふうハヤテベンチャーズ静岡は令和5年11月に日本野球機構（NPB）からファームリーグへの参加承認を受け、2024年度シーズンからウエスタン・リーグに参加している。【写真：ちゅ〜るスタジアム清水】

（写真提供：スポーツ振興課）

静岡市監査委員

令和6年10月

——— 目 次 ———

1	監査委員制度と委員の役割	1
2	監査委員、監査委員事務局	2
	●令和5年度の監査委員	2
	●監査委員協議会の実施状況	3
	●監査等に要する経費（令和5年度決算見込額）	6
	●監査委員事務局	6
3	監査の種類	7
4	年間計画、監査等の流れ	10
5	監査等の実施方針	12
6	監査等の実施状況及び結果の概要	14
	●定期監査	14
	●学校監査	17
	●工事監査	19
	●行政監査（テーマ監査）	20
	●財政援助団体監査	21
	●出資団体監査	22
	●指定管理者監査	24
	●決算審査	25
	●財政健全化法に関する審査	29
	●内部統制評価報告書審査	30
	●例月現金出納検査	31
7	住民監査請求監査	32
8	外部監査	35



カンガルー^{かんじ}の監司

1 監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

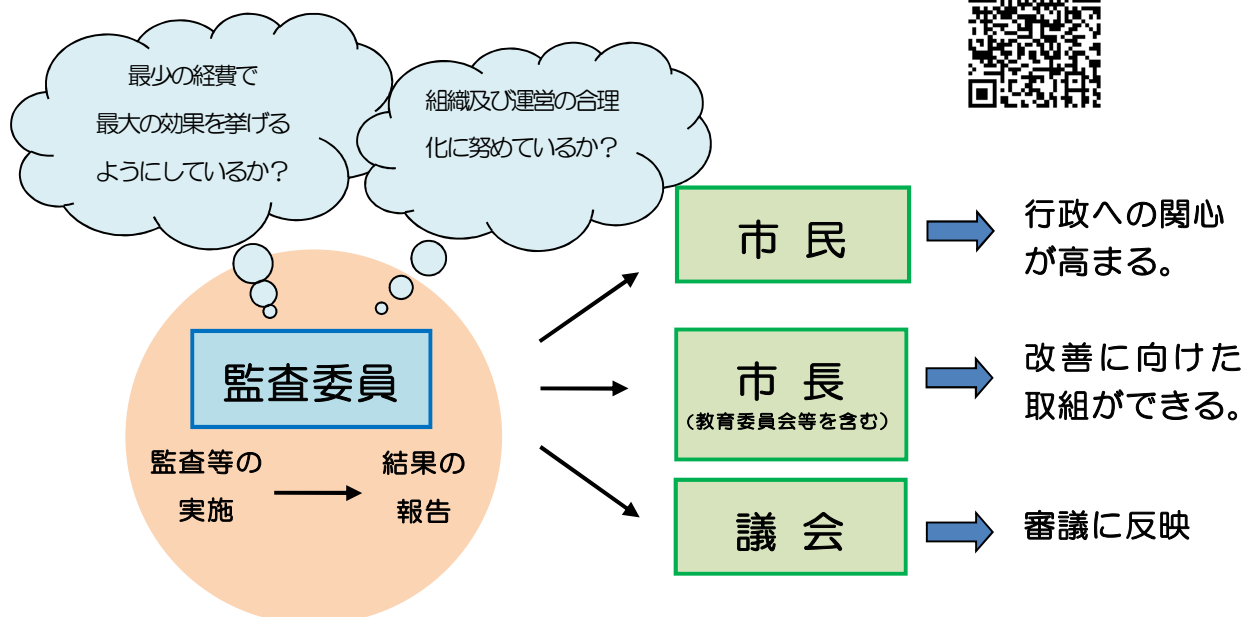
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令指定都市である静岡市では4人（識見を有する識見委員2人と議員から選任される議選委員2人）となっており、それぞれ個別の権限（独任制）で監査を行っています。監査委員“会”ではなく、監査委員というのは独任制が採られているからです。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性の観点から適切に実施されているかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

静岡市のホームページ<監査> <https://www.city.shizuoka.lg.jp/p000299.html>



2 監査委員、監査委員事務局

● 令和5年度の監査委員

区 分	氏 名 (就任期間)	備 考	
識見委員 代表監査委員	遠 藤 正 方 (R3.4.1～)	元市職員 (教育局長)	常 勤
識見委員	白 鳥 三和子 (H31.4.24～)	公認会計士	非常勤
議選委員	畑 田 響 (R5.4.27～ R6.4.24)	市議会議員	非常勤
議選委員	後 藤 哲 朗 (R5.4.27～ R6.4.24)	市議会議員	非常勤



決算審査本審査

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/p009013.html>



定例協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R5.5.9	1 令和5年3月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第1号 令和4年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について 協第2号 令和4年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について 協第3号 令和4年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について 協第4号 令和4年度決算に基づく公営企業経営健全化審査実施計画の策定について
第 2 回 R5.6.5	1 令和5年4月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第5号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第 3 回 R5.6.30	1 令和5年5月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第6号 令和5年度出資団体監査実施計画の策定について 協第7号 令和5年度財政援助団体監査実施計画の策定について 協第8号 令和5年度指定管理者監査実施計画の策定について 協第9号 令和5年度学校監査実施計画の策定について
第 4 回 R5.7.31	1 令和5年6月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第10号 指摘事項に対する措置状況（行政監査（テーマ監査））の公表について 協第11号 包括外部監査人の監査の事務補助者でなくなったことの告示について 協第12号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第 5 回 R5.8.31	1 令和5年7月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第18号 令和4年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第19号 令和4年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第20号 令和5年度定期監査実施計画の策定について 協第21号 令和5年度工事監査実施計画の策定について

回 数 開 催 日	主 な 内 容
第 6 回 R 5 . 1 0 . 4	1 令和5年8月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第22号 令和5年度定期監査（財産区）実施計画の策定について 協第23号 令和5年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について
第 7 回 R 5 . 1 0 . 3 1	1 令和5年9月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 8 回 R 5 . 1 2 . 4	1 令和5年10月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 9 回 R 6 . 1 . 9	1 令和5年11月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第24号 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について 協第25号 令和5年度学校監査結果報告書・指導事項について 協第26号 令和6年度包括外部監査契約に伴う意見聴取について 協第27号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 1 0 回 R 6 . 1 . 3 1	1 令和5年12月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協議事項なし
第 1 1 回 R 6 . 2 . 2 8	1 令和6年1月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第28号 令和5年度工事監査結果報告書について
第 1 2 回 R 6 . 3 . 2 8	1 令和6年2月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第30号 令和5年度定期監査結果報告書・指導事項について 協第31号 令和5年度定期監査（財産区）結果報告書について 協第32号 令和5年度行政監査（テーマ監査）結果報告書・指導事項について 協第33号 令和5年度包括外部監査の結果に関する報告の公表内容の訂正について 協第34号 令和5年度包括外部監査の結果に関する意見の提出について 協第35号 指摘事項に対する措置状況（出資団体監査）の公表について 協第36号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について 協第37号 令和6年度静岡市年間監査計画の策定について 協第38号 令和5年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について 協第39号 令和5年度内部統制評価報告書審査実施計画の策定について

臨時協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R 5 . 8 . 1 8	協議会議事 協第13号 令和4年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について 協第14号 令和4年度決算に基づく財政健全化審査意見書について 協第15号 令和4年度公営企業会計決算審査意見書について 協第16号 令和4年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について 協第17号 令和4年度内部統制評価報告書審査意見書について
第 2 回 R 6 . 3 . 1 4	協議会議事 協第29号 令和5年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

● 監査等に要する経費（令和5年度決算見込額）

報酬	5,688千円
給料・手当等	96,991千円
旅費	843千円
交際費	0千円
需用費	855千円
役務費	1千円
委託料	379千円
使用料及び賃借料	95千円
備品購入費	51千円
負担金、補助及び交付金	178千円
合計	105,081千円

※報酬、給料・手当等については、監査委員4人（常勤1人、非常勤3人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（令和5年4月1日現在）→監査委員を補助する組織です。

事務局長 — 事務局次長一次長補佐
(監査第1係長兼務)

監査第1係（5人）

行政監査（テーマ監査）、学校監査、庶務事務等

監査第2係（3人）

各種会計決算審査、財政健全化法に関する審査、財政援助団体等監査、工事監査、住民監査請求監査等

監査第3係（3人）

定期監査、公営企業会計決算審査、内部統制評価報告書審査等

静岡市監査委員事務局
でございます！



3 監査の種類

※ 法 地方自治法
地公企法 地方公営企業法
財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 定期監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市における事務事業の執行全般を対象に、事務事業が法令等に従って適正に行われているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度1回実施するものです。静岡市では、全ての所属（課等）の中から抽出により監査を実施しています。

2 学校監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務について、市立小・中学校の中から抽出により監査を実施しています。

3 工事監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年1回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

4 行政監査（テーマ監査）【法第199条第2項】

市の権限に属する事務が効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査を実施しています。

5 財政援助団体等監査【法第199条第7項】

（1）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

（2）出資団体監査

市の出資割合が25%以上などの条件を満たしている13団体の中から抽出し、事業が出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

（3）指定管理者監査

市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

6 住民監査請求監査【法第242条第1項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

7 その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があった場合などに実施するものです。

- （１）随時監査
- （２）住民の直接請求に基づく監査
- （３）議会の請求に基づく監査
- （４）市長の要求に基づく監査
- （５）公金の収納又は支払事務に関する監査
- （６）職員の賠償責任に関する監査

8 決算審査【法第233条第2項、法第241条第5項、地公企法第30条第2項】

市長等から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）及び基金運用状況、企業会計、財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長等に対して意見書を提出します。

9 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

10 例月現金出納検査【法第235条の2第1項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計）、企業会計及び財産区会計を対象に実施しています。

11 内部統制評価報告書審査【法第150条第5項】

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手順に沿って適切に行われているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという点に基づいて審査し、市長に対して意見書を提出します。

（参考） 外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があります。

4 年間計画、監査等の流れ



静岡市年間監査計画に基づき、令和5年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。

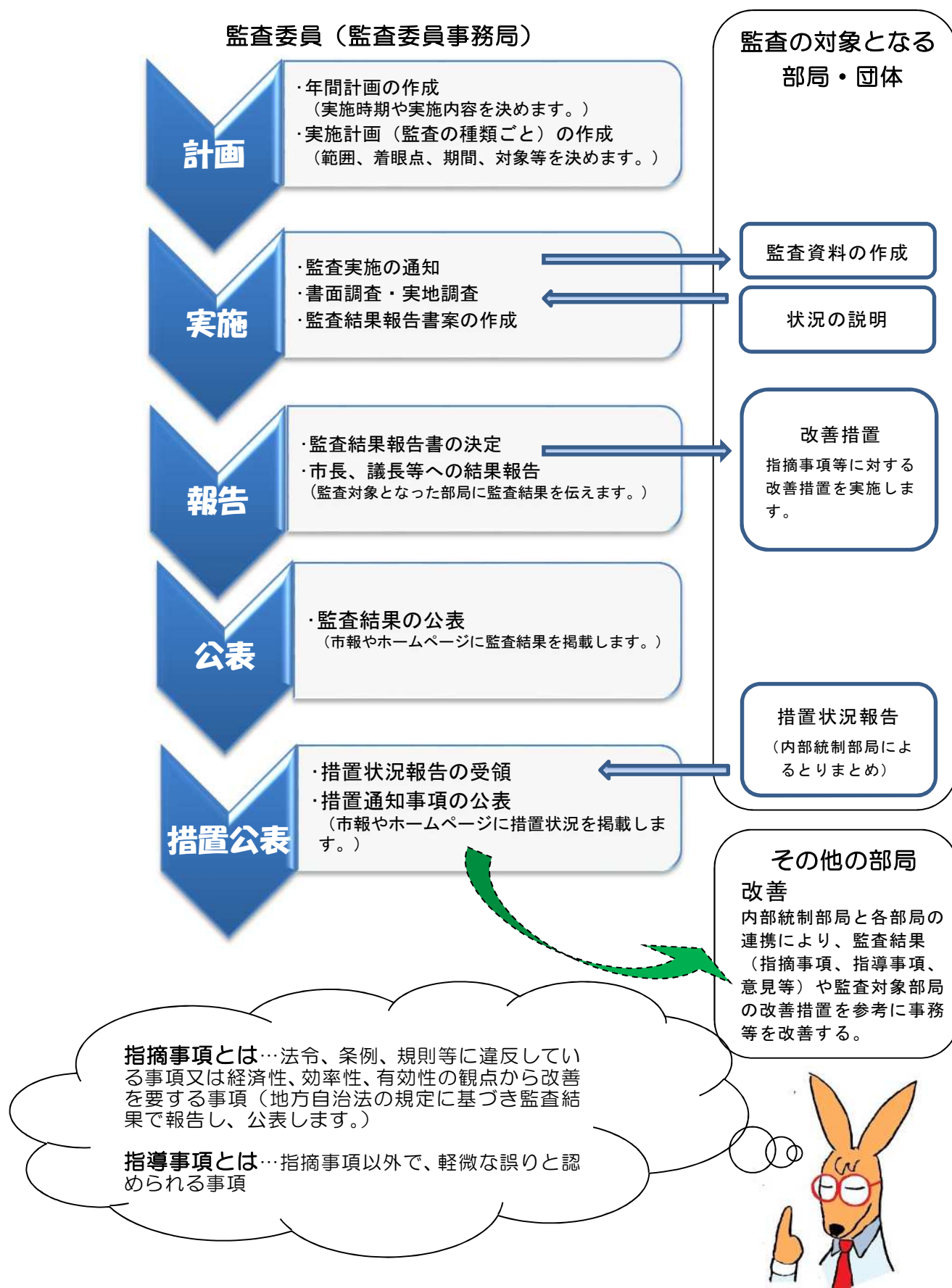
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査												
学校監査												
工事監査												
行政監査 (テーマ監査)												
財政援助団体 監査												
出資団体監査												
指定管理者 監査												
決算審査												
健全化審査												
例月現金出納 検査												
住民監査請求 監査												
内部統制評価 報告書審査												

【外部監査】

包括外部監査												
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※各監査等の実施状況及び結果の概要は14頁～31頁を御覧ください。

一般的な監査の流れは次のとおりです。



5 監査等の実施方針

令和5年度は以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号（以下「基準」という。））に従い、市の事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、市の行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

1 内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

2 積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより、直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

3 市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、これらの監査情報を適時ホームページに公開していく。

4 監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



6 監査等の実施状況及び結果の概要

定期監査

監査対象 61所属及び2財産区

監査期間 令和5年9月4日～令和6年3月28日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合规性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、15件の指摘と77件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、25件の意見を付しました。

★主な指摘事項

①②③ 令和5年度内部統制研修用映像制作業務に係る事務の不備について【コンプライアンス推進課】・・・合规性の観点

事業決裁起案前に業者選定及び契約金額の決定をしていました。また、予定価格を定めておらず、見積書を徴していませんでした。

④ 日本平動物園ゴールデンウィークシャトルバス借上業務に係る事務の不備について【日本平動物園】・・・正確性の観点

バスの運行台数の上限について、仕様書に「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」としていました。貸付人は延べ32台のバスを運行したため、所管課も32台分に相当する金額の賃借料を支払っていましたが、上限を超えた2台分は支払の根拠が無い状態となっていました。

⑤⑥ 行政財産の目的外使用許可に係る事務の不備について【住宅政策課】・・・合规性の観点

使用料の算定に誤りがあり、使用許可の手続にも不備がありました。

●主な意見

・市民満足度向上のための取組について【区役所各課】

清水区役所では、会話アシストシステムの設置や窓口の配置の見直し、ＬｏＧｏフォーム等を用いた効率的な予約方法の採用、接遇研修等による人材育成への取組などを行っており、また、駿河区役所でも、混雑状況に応じた窓口の使い分け、カウンター席や待合札の色分け、システム転写を利用した書かない申請手続の導入、ＬｏＧｏフォーム等を用いた効率的な予約方法の採用などを行っており、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられました。

今後も、市民満足度の更なる向上に向け、ソフト、ハードの両面で積極的な取組を続けていくことを期待します。

・シズカツについて【学校教育課】

部活動の地域移管は全国的な取組であるものの、「教育目的との整合」や「中体連等の大会の在り方」、「保護者の経費負担」等の課題があると聞いていますので、課題解決に向けて市長部局とも連携して取り組み、子どもたちのスポーツ、文化への幅広いニーズに対応するとともに、健やかな心身の成長に資する部活動改革を進め、保護者が安心して子どもを送り出せる組織・運営となることを期待します。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した18件の業務について改善状況を点検した結果、再度指摘するものではありませんでしたが、監査委員に通知された措置を実際には実施していなかった事例がありました。このことについては、提言で改めて述べます。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：文書の確認の重要性について】

市規則では、決裁を経なければ事務を執行することができないとされており、起案文書の内容については、その文書に携わる全ての職員が、入念に確認することが求められています。

しかし、今回の監査において、内容に様々な不備があるにもかかわらず、回議の中で気付かれることなく決裁を受けているものが多数見受けられました。

このように起案文書の確認がおざなりにされている点については、今回の定期監査だけでなく行政監査でも見受けられ、また、過去の定期監査や内部統制

評価報告書審査においても指摘や指導、意見等をしてきたところです。事務事業事故等の発生を未然に防ぐためには、決裁権者までの回議の過程で、記載内容や添付文書の確認を適切に行うことが必要ですが、一向に改善の兆しが見られないため、次の2点について提言を行います。

1) 過去の監査における指摘事項の措置状況の確認について

過去の監査での指摘事項に対する措置としてリスクチェックシートを改正した旨の通知を監査委員に対してしていたにもかかわらず、実際には改正されていない事例が見受けられました。

このように、事務におけるリスクとその対策を把握するために作成されるリスクチェックシートが適切に改正されていない場合、再発防止策が適切に講じられていないこととなり、一度発生してしまった不備が再発するおそれがあることから、起案文書の回議において、改正内容が適切に反映されているか、その文書に携わる全ての職員が責任を持って点検するべきです。

なお、監査における指摘事項に対する措置状況は、市長又は各行政委員会等から監査委員に通知された措置の内容が地方自治法第199条第14項の規定に基づいて公表されることから、未措置であるにもかかわらず措置済みとして公表されてしまうこととなります。このことは公表された措置全体への信頼を損なうことにもつながりかねないものであることから、各所属においては、措置を講じた旨の通知の法的意義等について再認識するとともに、起案文書を回議する際には、確実に措置状況が実施されていることを文書に携わる全ての職員が確認するよう徹底することを望みます。

2) 契約事務における根拠等の確認について

令和3年度の行政監査で、「契約書の適切な規定の作成について」、具体的に不備を例示して注意喚起を行ったにもかかわらず、今回の定期監査においても債務不履行の場合の契約解除の規定の不備や字句の不備が多数見受けられました。特に、債務不履行の場合の契約解除の規定の不備については、具体的に不備を例示して注意喚起を行ったものの、その後も同様の不備が見られる状況であり、監査結果が庁内で水平展開されていないと言わざるを得ません。

このほか、契約保証金についての規定の不備も多数見受けられました。

改めて言うまでもなく、契約事務に携わる職員及び管理職員が、漫然と前例踏襲することなく、根拠となる法令等が改正されていないか、最新の書式を使用しているかといったことを確認して業務に取り組むことが必要です。契約事務に関する不備については、今年度の包括外部監査においても多くの指摘があることから、各所属における指摘事項等への対応に留まることなく、全庁的な取組によって、契約事務における不備を減少させることを期待します。

学 校 監 査

監査対象 小学校25校、中学校15校

監査期間 令和5年9月8日～令和6年1月9日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、5件の指摘と10件の指導を行いました。

また、施設一体型小中一貫教育などについて、3件の意見を付しました。

★主な指摘事項

・理科準備室の薬品管理について

劇物（塩酸、アンモニアなど）の保管容器には、毒物及び劇物取締法の規定に基づく表示である「医薬用外劇物」の文字を表示すべきところ、一部の薬品においてその表示がされていませんでした。 【駒形小学校、南藁科小学校】

☆措置状況【教育センター】

該当する薬品容器に白地に赤色の文字で「医薬用外劇物」の表示があることを確認しました。令和6年度以降も適正な薬品管理の徹底を図るため、理科主任を対象とした研修会で、指摘のあった事項の説明や周知徹底を図ります。

・危険物の保管に係る表示について

東豊田小学校では、危険物の保管に当たり、「少量危険物貯蔵取扱所」と表示された保管庫を使用していました。当該保管庫には防火上の注意事項を表示した標識や「少量危険物貯蔵取扱所」の標識のほか、危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板を掲げることとされていますが、その掲示板には「第 類、品名、最大数量」といった項目が表示されているのみで、危険物の類、品名及び最大数量の記載がされていませんでした。

また、「少量危険物貯蔵取扱所」の標識や危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の表示が、その表示の色を定めている市火災予防条例施行規則の規定に基づく色の表示となっていないませんでした。 【東豊田小学校】

☆措置状況【教育施設課】

標識及び掲示板を取り替え、貯蔵危険物の情報を記載し、危険物の保管に係る表示の改善を図りました。また、全小中学校宛てに消防法上の危険物の適切な貯蔵及び取扱いについて周知を行いました。

●主な意見

・施設一体型小中一貫教育について

ア 両河内小中学校の取組について

両河内小中学校は、市内で初めて複数の小学校の統合によって誕生した施設一体型小中一貫校ですが、統合に当たっては、学校、保護者及び地域が一体となって、一緒に子どもたちを育てていこうという意識をもって取り組んできたとのことでした。

統合による子どもたちへの効果について確認したところ、小学生にとっては規模の拡大により切磋琢磨する環境が整ったといった等の効果があり、中学生にとっては小学生から見られていることを意識するようになったことで、自らが優れたロールモデルとなるような行動が見られるようになった等の効果が表れてきているとのことでした。

今後も、「ふるさと両河内に誇りを持ち、豊かに表現するたくましい子」の育成に向け、学校、保護者及び地域が一体となって取り組んでいくことを期待します。

イ スクールバスの活用について

両河内小中学校の学区は、人通りの少ない地区であることから、児童生徒のスクールバス下車後の交通安全、不審者対応、大雨・土砂崩れ等の安全確保が課題とされており、その対策として、防犯協会、PTA、サポーターズクラブ、地域住民等に対し、児童生徒の見守りを呼びかけているとのことでした。

また、スクールバスの運行を地域の自主運行バスを運営しているNPO法人が行っていることから、運転手と地域との距離が近く、安全確保のための効果も期待できる状況にあるとのことでした。

今後も、学校と地域が連携し、子どもたちが安全に登下校できる環境が維持されていくことを期待します。

ウ 今後の施設一体型小中一貫教育の導入への水平展開について

現在、市内では、施設一体型小中一貫校を目指す小中学校の統合計画が複数の地区で進められていなく、先駆的な取組となった両河内小中学校では、両河内における地域活動が活発であったということが、小中一貫校となるために好条件ともなり、他の地域が単純に参考とすることはできないとも思われますが、それぞれの地域の状況を踏まえ、両河内小中学校の事例で取り入れるべき点は参考にし、学校、保護者及び地域が一体となって、子どもたちの将来を考えて取り組むことで、「一緒になって良かった。」と思われる学校が誕生することを期待します。

工 事 監 査

監査対象 建築工事 1 工事、設備工事 4 工事

監査期間 令和5年10月6日～令和6年2月28日

工事監査では、委託契約に基づき外部機関から派遣された3人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査するとともに、施工現場の調査も行いました。

なお、監査対象とした工事は次のとおりです。

【建築工事】

- 1 令和5年度市涯中図第1号 藁科生涯学習センター・藁科図書館大規模改修工事

【設備工事】

- 1 令和5年度市涯中図第2号 藁科生涯学習センター・藁科図書館大規模改修電気工事
- 2 令和5年度市涯中図第3号 藁科生涯学習センター・藁科図書館大規模改修衛生工事
- 3 令和5年度市涯中図第4号 藁科生涯学習センター・藁科図書館大規模改修空調工事
- 4 令和5年度市涯中図第5号 藁科生涯学習センター・藁科図書館大規模改修昇降機工事

監査の結果、指摘事項及び指導事項はありませんでした。



建築工事



設備工事（衛生）

行政監査（テーマ監査）

テーマ 個人情報の管理について

監査対象 19所属（個人情報の漏えい・紛失に係る事務事業事故等35件）

監査期間 令和5年10月23日～令和6年3月28日

テーマを「個人情報の管理について」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、3件の指導を行いました。
また、4件の業務意見を付しました。

●主な業務意見

- ・保有個人情報取扱業務登録簿の適切な登録と新たな個人情報保護制度の周知について

市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定により、市の機関等は保有個人情報取扱業務について登録簿を備え付けなければならないとされていますが、複数の所属において、登録簿に登録されている業務と実際に個人情報を取り扱っている業務との対応関係が不明確となっているものが散見され、登録簿に対する意識の希薄さが認められました。

各所属においては、個人情報を取り扱っている業務と登録簿の登録内容について改めて点検を行い、新たな登録や更新が必要となる場合は速やかに対応することが求められます。また、施行条例を所管する総務課においては、各所属に対して適時適切な登録が行われるよう周知徹底されることを望みます。

加えて、今回監査の対象となった所属の多くが、個人情報保護制度の改正を受けての個人情報の取扱いについて、制度改正そのものへの認識が足りていないと感じられました。総務課においては、各所属が円滑に事務手続を進めることができるよう、令和3年度に改正された新個人情報保護法施行に伴い事務の取扱いに変更が生じている点について継続して周知するとともに、個人情報を取り扱う職員の意識の向上が図られるよう、様々な機会を活用し継続的な取組が行われることを望みます。

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金

【静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会】

②静岡市中央卸売市場協力会負担金

【静岡市中央卸売市場協力会】

監査期間 令和5年8月18日～令和6年1月9日

財政援助団体監査は、2つの補助金等を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金等が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、1件の指導を行いました。
また、1件の意見を付しました。

●意見

・使途の適正性の確認について

静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進事業負担金において、静岡市地域に開かれた幼稚園づくり推進協議会に提出された書類の内容を確認したところ、収支報告書では各園で購入したとされている物品等が子育て広場事業で実際に使用されたのかが実施記録の記載からは判別できなかったものが散見されました。

当該子育て広場事業は、令和5年度から事業内容が改められているものの、協議会から各園に対して事業費を交付し各園は事業実施後に実施記録及び収支報告書を協議会に提出する取扱いは変わらず、当該事業費の多くが市からの負担金で賄われていることから、実施した事業の記録については適正に記載される必要があります。

子育て広場事業を実施するに当たって各園で購入した物品等が当該事業で適正に使用されたかの確認については、協議会が各園から提出された実施記録及び収支報告書の記載等により適切に行うとともに、事業を実施する各園に対し、当該負担金の使途の明確化について周知徹底が行われることを望みます。

出資団体監査

監査対象 ①公益財団法人静岡市スポーツ協会
②株式会社駿府楽市

監査期間 令和5年8月18日～令和6年1月9日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、3件の指摘と3件の指導を行いました。
また、6件の意見を付しました。

★主な指摘事項

・決算公告の未実施について（株式会社駿府楽市）

会社法第440条によれば、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、駿府楽市の定款第4条によれば、当会社の公告は官報に掲載するとされていますが、決算公告を行っていませんでした。

☆措置状況【産業振興課】

決算公告を行っていなかった原因は、会社法の理解が十分でなかったことによるものです。

団体に対して、社内での周知と法令遵守について指導したところ、令和5年度については令和5年10月18日の官報に記載し適正に処理されたとの報告を受け、その内容を確認しました。

●主な意見

（公益財団法人静岡市スポーツ協会）

・自主財源の確保について

所管部局作成資料の「課題調書」には、「本市からの指定管理料と補助金を主たる財政的な基盤としており、自主財源に乏しいため、経営状況が悪化している。」と記載されており、自主財源に乏しいことが改善の必要な課題として認識されています。

しかし、市、協会ともに、経営状況の改善に向けた取組としては、指定管理事業に関する内容が中心で、自主財源の確保についての認識が希薄であるように感じられました。

協会の収入に占める指定管理料の割合が大きいことから、経営改善の取組として指定管理事業が中心となることも一定程度理解できますが、自主財源に乏しいことが課題として認識されていることから、市と協会が連携し、設立・出資の趣旨を踏まえた経営改善に向け、自主財源の確保に取り組むことを期待します。

（株式会社駿府楽市）

・駿府匠宿と駿府楽市の連携について

市は、駿府楽市の出資者としての立場と、駿府匠宿の指定管理業務の発注者の立場を有しています。

以前は、駿府楽市が駿府匠宿の指定管理者であったことから、両施設の連携は駿府楽市主導で進めていくことも可能でした。しかし、現在は駿府匠宿の指定管理者は他の事業者となっていることから、両施設の連携に関しては、市の果たす役割が大きくなってきています。

基本的には、地場産業の振興を図るなど、共通の目的を有している駿府楽市と駿府匠宿の指定管理者とが主体となって、互いに連携・協力できる体制を構築していくべきものでありますが、地場製品の販売という点では競合する立場でもあることから、市も含めた三者が一丸となり、両施設の効果的な連携を図ることによって、地場産業の更なる振興に寄与することを期待します。

指定管理者監査

監査対象 静岡市資源循環啓発施設【一般財団法人静岡市環境公社】

・静岡市沼上資源循環学習プラザ ・静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ

監査期間 令和5年8月18日～令和6年1月9日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、7件の指導を行いました。また、2件の意見を付しました。

●主な意見

・資源循環啓発施設の利用者増加に向けた取組について【ごみ減量推進課】

両プラザは、それぞれの事業を通して、廃棄物の減量と資源の有効活用に関する市民の理解を深めるための取組を進めています。沼上資源循環学習プラザにおいては、沼上清掃工場、沼上資源循環センターと連携して小学4年生を対象とした社会科見学を実施していますが、社会科見学の小学生以外の利用者は非常に少ないことから、家族連れなどの一般利用者の増加と大人の社会科見学などの観光的な利用者の獲得に向けて、効果的な取組についての検討を進めることを望みます。また、西ケ谷資源循環体験プラザにおいては過去の監査で広報活動が不十分である旨の指摘をしましたが、現在は各種の媒体に施設情報を掲載しており、イベントや講座への参加等から周辺地域の方にも評価をいただいている認識でいるとのことでした。人流も回復傾向にあることから、引き続き効果的な広報・啓発活動に取り組まれることを期待します。



現地調査（西ケ谷資源循環体験プラザ）



説明聴取（沼上資源循環学習プラザ）

決 算 審 査

各種会計決算	審査期間	令和5年6月14日～令和5年8月18日
基金運用状況	審査期間	令和5年6月14日～令和5年8月18日
公営企業会計決算（簡易水道事業、病院事業、水道事業、下水道事業）		
	審査期間	令和5年6月1日～令和5年8月18日
財産区会計決算	審査期間	令和5年6月14日～令和5年8月31日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（簡易水道事業・病院事業・水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

公営企業会計決算のうち、簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められましたが、病院事業会計においては、賞与引当金及び法定福利費引当金の一部について、本来は当年度負担相当額である4か月分を計上すべきところ、算定誤りにより、12か月分を計上していたため、利益が過少に計上されていました。

また、病院事業会計及び下水道事業会計では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費のうちの報酬について、他の経費との間で議会の議決を経ることなく流用されていました。両事業会計とも、認識が不十分であったことにより当該報酬は職員給与費には含まれないものと誤信していたため、今後は制度を正しく理解し適切に対応することが求められます。

なお、各種会計決算及び財産区会計決算については、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

各種会計の決算状況を踏まえた本市の財政運営は、ロシアのウクライナ侵攻長期化の影響や新型コロナウイルス感染症の影響も続く厳しい社会情勢の中でも市税収納率は税務部門の機能別役割分担に応じた組織的取組により過去最高を記録し、支出面では令和4年台風第15号による被害等への対応のため災害復旧費等が増加した中でも、臨時財政対策債を除いた市債残高を減少させるとともに、基金残高を増額した上で、一般会計においては前年度並みの68億円余の実質収支を計上するなど、評価できる結果でした。しかしながら、今後も物価高騰等の影響が懸念され、4次総の中で大型投資事業も予定されていることから、厳しい財政状況が続くことが見込まれ、健全な財政運営の維持のために不断の努力が求められるところです。

本年度の予算執行状況については、3次総の総括及び4次総の策定状況について確認した上で、3次総の重点事業の中から抽出して確認を行いました。いずれの事業も定められた方針に従い、おおむね適正に執行されていました。

事業の実施に当たっては、成果指標及び数値目標を設定し、事業実施の効果を検証してPDCAサイクルを繰り返すことにより常に計画を見直し改善していくことが求められるところですが、設定した成果指標そのものが適切であるかという課題が残るところであり、今回確認した個別の事業においても、効果測定の点において疑問を感じるものもありました。

厳しい財政状況の下では、事業に無駄がないか、市民ニーズに合致しているかという点の見極めが一層重要になるところであり、市民への説明責任を果たすためにも、適切な効果測定及び検証が行われることを望みます。

3次総における成果及び見えてきた課題を4次総に活かし、今後、より効果的に計画の推進がなされることを期待します。

●主な意見（公営企業会計決算）

【簡易水道事業会計】

令和4年度簡易水道事業の決算については、経常損益が615万円余の黒字となっていました。簡易水道事業会計に充てるための一般会計補助金を除いた実質損益は7,954万円の赤字となっていました。具体的な決算状況を見ると、前年度に比べ総収益が161万円（1.2%）増加し、総費用が310万円（2.3%）減少したことで、前年度からの繰越欠損金368万円が解消したことに加え、令和4年度末の当年度末処分利益剰余金が247万円となっていました。

また、令和4年度の漏水量は28,418 m^3 で、前年度の漏水量51,966 m^3 に比べ23,548 m^3 （45.3%）の減と大幅に減少していました。漏水量の減少に向けた取組について確認したところ、漏水研修による技術力の向上や遠方監視による配水量の監視などの従来からの取組を強化することに加え、住民への漏水情報提供依頼のチラシの配布や過去の漏水箇所を地図にプロットし見える化する対策を令和4年度から新たに実施したとのことでした。

漏水量を削減し有収率を向上することは経営面の重要な課題であることに加え、道路陥没等の事故を防止する観点からも引き続き漏水防止に向けた対策を進めていくことを望みます。

【病院事業会計】

令和4年度病院事業の決算については、経常損益が5億6千万円余の黒字となっていました。収支不足補填のための一般会計補助金を除いた実質損益は7億4千万円余の赤字となっていました。具体的な決算状況を見ると、前年度に比べ総収益は3億1千万円余（2.4%）増加したのに対し、総費用は4億5千万円余（3.6%）の増加となり、総費用の増加が総収益の増加を上回りましたが、前年度と同じく新型コロナウイルス感染症患者のための病床確保などに伴う補助金を臨時に収入した結果、累積欠損金残高は7千万円余となり、前年度対比で5億6千万円余（純利益と同額）減少していました。清水病院は、令和4年度策定の「静岡市立清水病院経営計画」に基づき「2026年度（令和8年度）までの実質収支の黒字化」に向けて経営改善に取り組んでいますが、黒字化に向けた道のりは当初予定よりもやや遅れていると捉えていました。赤字補填を伴う病院経営は、病院事業に対する多額の補助金を支出する一般会計にとっても大きな負担となっていることから、今後も経営改善に努め、目標が達成されることを期待します。

また、清水病院においては、源泉所得税の納付遅延に対する延滞税及び不納付加算税

として合計373万円余が課されることとなり、令和4年3月末には筋弛緩剤（ロクロニウム）1本（50 mg）の紛失という事故も発生しています。これらの事故は令和4年度の内部統制評価において「重大な不備」と判断されており、一定の成果を上げている経営改善に水を差すものと言わざるを得ないことから、清水病院全体で「同様の誤りを発生させないための対策」と「同様の誤りが発生した場合に、速やかに把握できるようにするための対策」を構築することで、事務事業事故の減少を図ることを望みます。

【水道事業会計】

令和4年度水道事業の決算については、前年度と比べて減収・減益となったものの、16億円余の純利益を計上しており依然として良好な経営状況でした。しかし、有収水量の影響を受けにくい基本料金の改定により給水収益は増加しているものの、有収率は毎年減少し続けており、令和4年度は平成30年度と比較して5.3ポイント低下した82.3%となっていました。老朽管が原因となる漏水の発生を抑制するためには水道管の更新が必要となり、将来にわたり多額の投資が見込まれることから、効率的な経営に向けた更なる取組が望まれます。

また、水道料金の改定については、昨年実施した令和3年度の決算審査では、水道管を更新するために水道料金を増額したものの、老朽化対策の発注量が計画を下回った結果、留保資金が計画を上回ったため、水道料金を更に増額すれば市民理解を得ることが困難であるとされていました。

しかし、令和7年度及び11年度に15%の増額を見込んでいたことから老朽化対策の実施状況を確認したところ、水道管更新の事業量は計画値を下回る状況が続いているとのことでした。

事業評価の側面からは、現時点では料金改定による事業効果が十分な結果に結びついていないため、入札不調対策を推進することなどにより、計画事業量を確実に達成していくことが求められ、その上で、更に水道料金を増額するのであれば、コストが高騰していることやどのような経営努力をしているのかということ等について、分かりやすく説明し、料金改定について理解が得られるよう取り組んでいくことを期待します。

【下水道事業会計】

令和4年度下水道事業の決算については、有収処理水量1 m³当たりの処理損益が前年度対比9円34銭悪化したことなどにより、当年度純利益が前年度対比5億8千万円余の減益となる8億1千万円余となっていました。これは、物価高騰に伴う施設の維持管理費が増加したことが原因とのことですが、当面この状況が続く見通しである上に、脱水汚泥の肥料化推進等により今後更なる費用の増加も懸念されることから、下水道事業の現状に対して市民の理解が得られるよう、中期経営計画や経営戦略上の投資・財政計画などについて、迅速かつ丁寧に説明していく必要があります。

また、浸水対策事業は、被害の軽減が見込まれる地域と、工事を行う地域とが異なる場合もあり、地域住民に対する丁寧な説明が求められる事業であります。概ね計画通りの進捗状況にあることは、職員の日々の地道な努力による成果と認識しています。

温暖化の影響もあって気象災害が激甚化・頻発化する中、整備水準の変更についても検討を進めているとのことですが、浸水対策事業の必要性はますます高まっていることから、今後も適切な整備水準の下、浸水対策事業が着実に執行され、浸水被害が軽減されていくことを期待します。

財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間 令和5年7月14日～令和5年8月18日

資金不足比率の審査

審査期間 令和5年7月3日～令和5年8月18日

令和4年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

健全化判断比率	令和4年度静岡市	早期健全化団体	財政再建団体
実質赤字比率	—	11.25%～	20%～
連結実質赤字比率	—	16.25%～	35%～
実質公債費比率	6.3%	25%～	35%～
将来負担比率	34.3%	400%～	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。

令和4年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

公営企業	令和4年度静岡市	経営健全化団体
水道事業会計	—（資金不足はありません）	20%～
簡易水道事業会計	—（資金不足はありません）	
病院事業会計	—（資金不足はありません）	
下水道事業会計	—（資金不足はありません）	
中央卸売市場事業会計	—（資金不足はありません）	
農業集落排水事業会計	—（資金不足はありません）	

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、正確であるものと認められました。



内部統制評価報告書審査

審査期間 令和5年5月26日～令和5年8月18日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

(1) 決裁時における確認の徹底について

報告書において重大な不備として記載されていた「期末・勤勉手当等に係る源泉徴収税の納付遅延」及び「静岡市遠距離通学事業補助金の不適切な交付」については、いずれも、決裁文書が回議される過程において、誤りに気付くことができなかったことが、事故を防ぐことができなかった大きな要因となっています。

仮に、担当者が誤った起案をしたとしても、決裁権者までの回議の過程で、記載内容や添付文書の確認が適切に行われていれば、事務事業事故等の発生を未然に防ぐことが可能となります。

コンプライアンス推進課を中心に、「誤りを発生させないための対策」と合わせて、「誤りが発生した場合に、速やかに把握できるようにするための対策」の構築に向け、更なる取組を進めることを望みます。

(2) 押印を不要とした場合の原本性（真正性）の確保について

清水道路整備課で発生した、受注者から提出される完成届出書の職員による偽造について、重大な不備には当たらないとの評価をしていました。

本件のように、職員が悪意を持って行う行為に対しては内部統制上限界があることは理解できますが、本市行政に対する信頼を大きく失墜させた事案であることから、市民の信頼を回復するためにも、押印を不要とした場合の原本性の確保について、早急に検討を進めることを望みます。

なお、「押印廃止後の適切な補完の構築が急務である」ことについては、令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書においても記載されていることを申し添えます。

例月現金出納検査

各種会計、簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、抽出科目の伝票のチェックとともに現金、預金残高についても確認しました。

例月現金出納検査の対象	
各種会計	一般会計 特別会計 ・ 静岡市電気事業経営記念基金会計 ・ 静岡市土地区画整理清算金会計 ・ 静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計 ・ 静岡市公債管理事業会計 ・ 静岡市競輪事業会計 ・ 静岡市国民健康保険事業会計 ・ 静岡市農業集落排水事業会計 ・ 静岡市駐車場事業会計 ・ 静岡市介護保険事業会計 ・ 静岡市介護保険サービス会計 ・ 静岡市中央卸売市場事業会計 ・ 静岡市後期高齢者医療事業会計 ・ 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計 基金（財政調整基金など48基金） 歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他） つり銭 財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計）
企業会計	・ 簡易水道事業会計 ・ 病院事業会計 ・ 水道事業会計 ・ 下水道事業会計



7 住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です（地方自治法第242条第1項）。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます（地方自治法第252条の43第1項）。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合に、市長が議会の議決を経て、外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることになります。

なお、令和4年度は3件の請求がありましたが、令和5年度は請求がありませんでした。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008846.html>



よくある質問

Q1 どんなことでも住民監査請求できますか？

A1 住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

（１）違法又は不当な

- | | |
|--------------|--------------|
| ①公金の支出 | （補助金の支出など） |
| ②財産の取得、管理、処分 | （土地、建物、物品など） |
| ③契約の締結、履行 | （工事請負、購入など） |
| ④債務その他の義務の負担 | （借り入れなど） |

（２）違法又は不当に

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①公金の賦課徴収を怠る事実 | （市税の徴収を怠る場合など） |
| ②財産の管理を怠る事実 | （損害賠償請求を怠る場合など） |

なお、上記（１）については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から 1 年以上経過している場合（（2）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2 行為の日から 1 年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A2 1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（1）当該行為が秘密裏になされたことなどにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（2）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3 住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A3 監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（静岡市役所静岡庁舎新館 16 階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

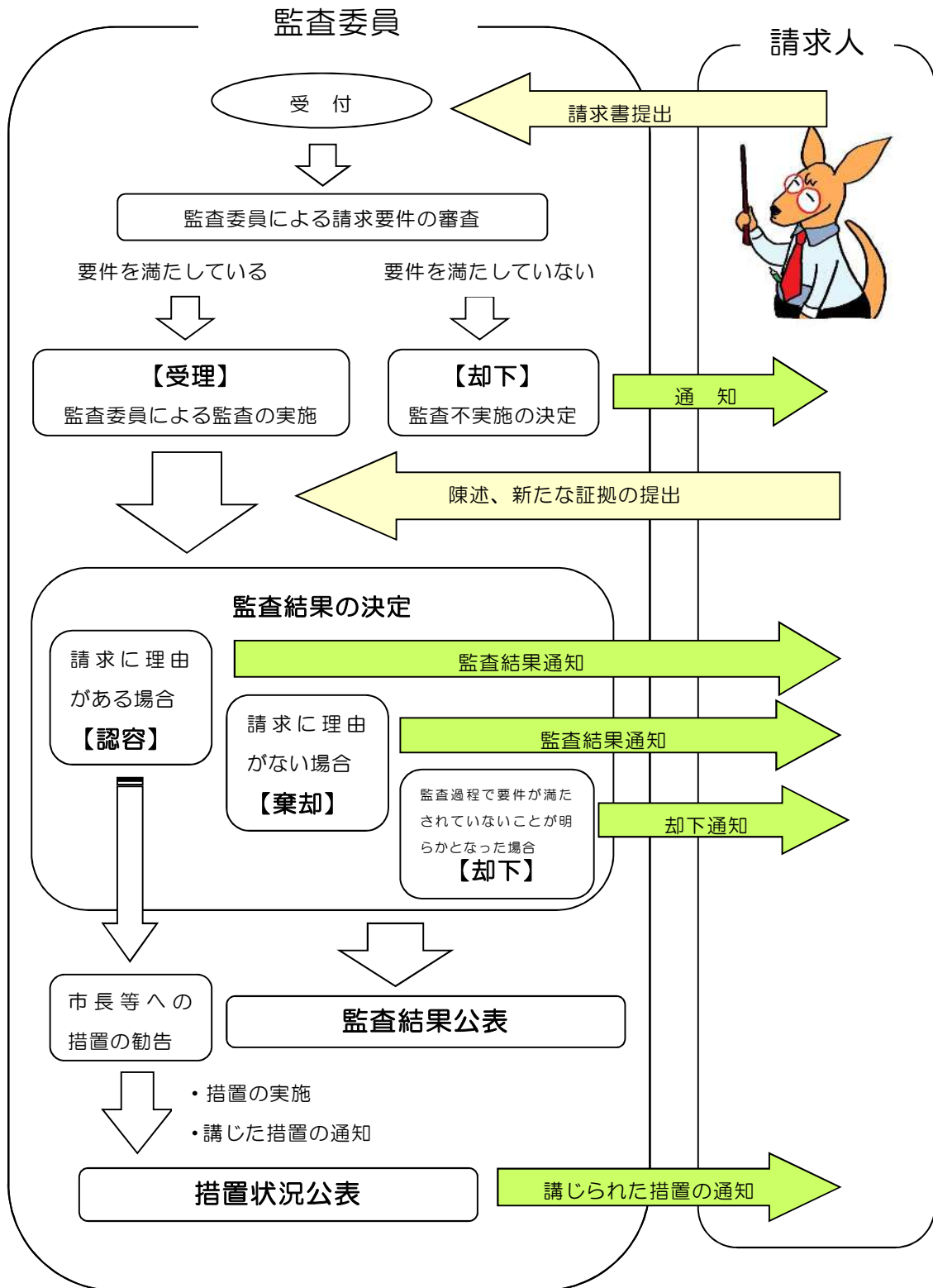
Q4 監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A4 請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります（地方自治法第242条の2）。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合（監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日（個別外部監査を実施した場合90日）以内に監査又は勧告を行わないとき	60日（90日）を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

住民監査請求 ～監査委員による監査の流れ～



8 外部監査

● 包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第252条の27第2項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

令和5年度 テーマ	委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む）
監査の視点	①委託契約に関する財務事務の執行及びこれに伴う内部統制が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか。 ②財務事務に関する内部統制の整備状況及び運用状況が、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）を実現する観点から、効果的かつ効率的に行われているか。
監査対象部局	①契約に関する全庁共通事務を所管する対象部局 【財政局】 ＜財政部＞契約課 ②委託契約に関する事務事業の執行を所管する対象部局 【危機管理総室】 【企画局】 デジタル化推進課、システム管理課 【財政局】 ＜財政部＞財政課、公営競技事務所 【市民局】 市民自治推進課 【観光交流文化局】 歴史文化課 【環境局】 ごみ減量推進課、収集業務課

	【保健福祉長寿局】 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 <健康福祉部>福祉総務課、健康づくり推進課、障害福祉企画課 <保健衛生医療部>保健衛生医療課、新型コロナウイルス感染症対策課 <保健衛生医療部保健所>保健予防課 【子ども未来局】 子ども未来課、子ども家庭課 【経済局】 <海洋文化都市推進部>海洋文化都市政策課 <農林水産部>農地整備課、中山間地振興課 【消防局】 <消防部>消防総務課、財産管理課、予防課、査察課 <警防部>警防課、安全対策課、救急課、指令課 【教育委員会事務局教育局】 学校給食課
外部監査人	公認会計士 村本 大輔
実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4367/s008190.html>





令和5年度 監査のあらまし

令和6年10月発行

【発行】

静岡市監査委員事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054(221)1139

FAX 054(254)0035